

高校生に対する交通安全ワンポイントアドバイス資料

テーマ『自転車事故の特徴』

- 1 高校生が関係する交通事故発生状況
 - 高校生の交通事故の大半は、自転車に乗っているときに発生しています。
高校生が当事者となった人身事故（令和元年中） 252件
→ うち、自転車に乗っているときの事故 227件（約90%）
- 2 高校生の自転車事故の特徴（令和元年中）
 - 自転車（高校生側）の半数以上に「交差点安全進行」「安全不確認」「一時不停止」等、何らかの法令違反が認められます。
 - 車やバイク、他の自転車等との出会い頭衝突が半数以上を占めています。
 - ・ 車やバイク、他の自転車等との衝突 220件
→ うち、出会い頭衝突 131件（約60%）
 - ・ 歩行者との衝突 7件
 - 道路形状別では、「信号機のない交差点」で最も多く発生しています。
- 3 自転車事故に遭わないために
 - (1) 「止まれ」の標識や白い線（停止線）がある所では、必ず一時停止して、前や後ろ、左右の安全を確かめてから進みましょう。
 - (2) 狭い道路から広い道路に出るときや、見通しの悪い交差点では、一度止まって、安全を確かめてから進みましょう。
 - (3) 事故に遭わないために、事故を起こさないために絶対に信号無視はしない。青信号でも、左右の安全を確認しましょう。右後ろから左折してくる車や、対向（反対）から右折してくる車にも注意が必要です。

【補足】

● 自転車の違反

自転車事故で、自転車側の違反が目立つのが「安全運転義務違反」です。

「安全運転義務違反」は、道路交通法70条に規定されており、車両（自転車を含む）の運転者は、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、道路、交通の状況に応じて、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならないこととされています。

よって、一時不停止や信号無視など明確な違反がない場合でも、ハンドル等の誤操作、前方不注視、動静不注視（相手の動きへの注意を怠った）、安全不確認等が認められれば、安全運転義務違反に該当することとなります。

- 安全運転義務違反の罰則～3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(過失の場合～10万円以下の罰金)

テーマ『自転車に乗るときの注意（危険な乗り方の禁止）』

次のような自転車の乗り方は禁止されています。

- 1 二人乗り（定員外乗車）
バランスを崩してふらつきやすく、ハンドル操作が不安定になって転倒する危険や他の車両や歩行者と衝突する危険があります。（罰則）2万円以下の罰金又は科料
- 2 並進



並んで走ることにより道路をふさぐことになり、車や歩行者に大変迷惑です。また、並んで走りながら友達との会話に夢中になっていると、周囲の安全確認がおろそかになり、後ろや左右から来る車に気が付かず衝突する危険があります。また、2台が接触して転倒する危険なども考えられます。



(罰則) 2万円以下の罰金又は科料

3 夜間の無灯火運転

夜間、ライトをつけないで走行するのは、車の運転者から見落とされやすく非常に危険です。前の安全確認だけでなく、車や歩行者に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ず、(それ以外の時でもできるだけ)ライトをつけて走行しましょう。

(罰則) 5万円以下の罰金

4 傘差し、携帯電話使用による片手運転

傘差し運転は、片手運転になる上に、視界が妨げられて非常に危険です。携帯電話を使用しながら乗ると、片手運転になりハンドル操作が不安定になったり、周囲への注意が散漫になったりするため、歩行者や車に危険と迷惑を及ぼすのでやめましょう。

(罰則) 5万円以下の罰金

5 大音量でのイヤホン・ヘッドフォンの使用 (平成27年12月1日改正)

イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態で自転車を運転すると、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

(罰則) 5万円以下の罰金

【補足】

- 傘を自転車のハンドル等へ固定して運転すると、不安定になったり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなどして危険な場合がありますので、やめましょう。

テーマ『自転車の正しい乗り方 (自転車の通る所)』

- 1 自転車は「車道」を通行するのが原則です。(歩道通行は例外です。)
- 2 車道は左側の端を通り、路側帯は道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しましょう。



3 自転車の歩道通行が許される場合

(1) 通行要件

- 歩道に「自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体が不自由な人が自転車を



自転車歩道通行可

運転しているとき

- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合
- 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合
- (2) 歩道を通る場合は、歩道の中央から車道側をいつでも止まれるような、ゆっくりとしたスピードで走りましょう。
- (3) 歩行者とぶつかりそうなときは、一度止まりましょう。
- (4) 歩行者がたくさんいるときは、自転車から降りて押して歩きましょう。
- 4 近くに「自転車横断帯」があるときは、そこを通りましょう。
- 5 横断歩道を自転車に乗って通るとき、歩行者がいる場合は、自転車から降りて押して歩きましょう。



【補足】

● 「自転車安全利用五則」

(平成19年7月10日 交通対策本部決定)

※ 本部長：内閣府特命担当大臣、

部員：関係15事務次官等

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

● 自転車の合図の仕方

道路ではお互いの安全のために、これからしようとする行動を他の車や人に知らせることが大切です。自転車に乗っているときの合図の仕方を覚えましょう。

- ① 「これから止まる」～右腕を斜め下に出す
- ② 「これから右に曲がる」
～手のひらを下にして右腕を横に水平に出す
- ③ 「これから左に曲がる」
～右腕のひじを垂直に上に曲げる

※ 左手で手信号を行うこともできますが、ブレーキをかけたときに安定を保ちやすい後輪ブレーキのレバーが左手側についていることから、できる限り右手で合図するよう指導してください。



テーマ『自転車の正しい乗り方（交差点の通行）』

- 1 信号のある交差点を通るときは、信号に従いましょう。
 - (1) 「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機の信号に従いましょう。
 - (2) 「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がない場



合は、車両用の信号機（丸い青・黄・赤の信号）の信号に従いましょう。

- (3) 横断歩道を通るときは、「歩行者・自転車専用」の表示がなくても、歩行者用信号（人の絵の描いてある四角い信号）に従いましょう。

2 一時停止と安全確認

- (1) 「止まれ」の標識や白い線（停止線）がある所では、必ず一度止まって、前や後ろ、左右の安全を確かめてから進みましょう。
- (2) 狭い道路から広い道路に出るときや、前や左右の様子がよく見えない曲がり角では、一度止まって、安全を確かめてから進みましょう。



一時停止標識

3 交差点の右折

- (1) 信号機のない交差点の右折

できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分にスピードを落として曲がりましょう。

- (2) 信号機のある交差点の右折

青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まり、右に向きを変え、前方（進む方向）の信号が青になってから進みます。



信号のない交差点



信号のある交差点

【補足】

● 安全確認

信号機のない所ではもちろん、青信号に従って走行するときでも、前後左右の安全を確認しましょう。

特に、

- 見通しの悪い交差点での左右の安全確認
- 右後の安全確認（巻き込まれ防止）
- 対向（反対）から右折してくる車に対する安全確認

を十分に行いましょう。

● 交通事故に遭った場合

- 保護者、先生に知らせましょう。
- けが人がいる場合は、近くの人に協力を求めて119番通報しましょう。
- 電話があれば110番通報しましょう。
- 事故の相手の名前、住所、連絡先などを確認しておきましょう。
- 事故の場所から離れない。

テーマ『交通事故のリスクと責任』

1 自転車事故のリスク

自転車は、気軽に乗れて便利な乗り物ですが、交通事故のリスクもあります。（3つのリスク）

- ①自分の怪我 ②他人に怪我をさせる ③物を壊す（損害を与える）

2 自転車事故で問われる責任

道路交通法上、自転車は「車両」（軽車両）です。法律違反をして事故を起こすと自転車利用者側でも刑事上の責任が問われます。また、相手に怪我を負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

① 刑事上の責任

相手を死亡又は負傷させた場合「重過失致死傷罪，過失致死罪・過失傷害罪」に問われます。

② 民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

③ 道義的な責任

被害者を見舞い，誠実に謝罪する責任があります。

【自転車での加害事故例】

男子高校生が昼間，自転車横断帯の手前の歩道から車道を斜めに横断し，対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

平成20年6月5日，東京地方裁判所は，自転車を衝突させた当時高校生に約9,266万円の支払い（損害賠償）を命じた。

【補足】

● 自転車には，自動車のように被害者救済のための強制保険（自賠責保険）がないので，自転車事故による損害賠償に備えることが大切です。

● 自転車安全整備制度（TSマーク制度）

この制度は，自転車安全整備店の自転車安全整備士が自転車の点検整備を行い，安全な普通自転車であることを確認したときに，その証としてTSマーク（賠償責任，傷害保険付）を貼付するものです。



テーマ『自転車運転者講習制度』

自転車運転中に，特定の危険なルール違反（危険行為）を，過去3年以内に2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

1 特定の危険なルール違反（危険行為）

信号無視，遮断踏切立入り，指定場所一時不停止等，通行禁止違反，歩道通行時の通行方法違反，制動装置不良自転車運転，通行区分違反，歩行者用道路における車両の義務違反，路側帯通行時の歩行者の通行妨害，交差点安全進行義務違反等，交差点優先車妨害等，安全運転義務違反，環状交差点安全進行義務違反等，酒酔い運転，妨害運転（交通の危険のおそれ，著しい交通の危険）

2 自転車運転者講習，

違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習となります。

3 罰則

講習の受講命令を受けてから3ヶ月以内に受講しなければ，5万円以下の罰金